

- 議 長 日程第1「一般質問」を行います。
- 昨日に引き続き、一般質問を通告順に行います。受付番号第8号 平野由里子君の一般質問を許します。登壇願います。
- 1 番 平 野 おはようございます。議長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。
- 受付番号第8号、質問議員第1番 平野由里子。件名、いつでも、だれもが学べる環境づくりのために。
- 要旨、まちづくりにおいて文化・教育は、現在の町民にとっても、また町外から呼び込もうとしている転入者にとっても、住み続けるための魅力の一端を担うと考えます。
- 1) 図書館と生涯学習「はじめの一步」コーナーの利用者の便を図るために、コピー機及びWi-Fi環境の設置のお考えはありませんか。
- 2) 小中学校の図書室の蔵書数は、学校図書館図書基準を満たしていますか。また、設置が望ましいとされている学校司書、図書館の司書の現状をお聞かせください。
- 3) 国や県が掲げる子ども読書活動推進政策のもと、当町も「子ども読書活動推進計画」を平成18年に策定済みで、29年度には改訂するとしていますが、進捗状況をお聞かせください。
- よろしく申し上げます。
- 教 育 長 おはようございます。ただいまの平野議員の御質問に順次お答えをいたします。
- まず1点目の御質問でございます。平成26年度から町立図書館の出入り口に飲食可能なスペースを設置し、また、その隣には「はじめの一步」のコーナーを設けて、利用者の利便性を図っているところであります。利用者に対して休憩できる場所が提供できたことで、その場所を利用する方がふえてきている状況でございます。
- 人がふえることでさまざまなニーズも生まれ、コピー機やネット環境の整備など要望も出ていることは承知しております。コピー機についてはこれまでも説明をしてきておりますとおり、利用者の減少で1日のコピー枚数が少ないな

どの理由で設置業者から撤去される状況がありました。現在は、利用者からの要望により事務室にあるコピー機で対応している状況もありますが、利用者ニーズにこたえるためにも、次年度から受益者負担としての有料のコピー機を設置するよう調整してまいりたいと存じます。

また、Wi-Fi環境については、現在、政策推進課で全町的な環境整備について検討しているところですので、政策推進課と連携し、公民館への設置を計画していきたいと考えております。Wi-Fi環境の整備をすることで利便性が高まることは町民サービスにとってもよいことですが、公民館、図書館の本来の利用目的とゲーム等の逸脱した利用も見え隠れしますことは憂慮するところでもあります。

なお、町内では喫茶店等で設置されている状況が見られますが、各店舗のセールスポイントとして設置されているなど、徐々にWi-Fi環境も広がってきております。町として公共施設でWi-Fi利用のルールをしっかりと設定し、推進していかなければならないと考えております。

次に2点目の御質問でございます。小中学校の図書室の蔵書数ですが、現状を説明させていただきますと、28年3月時点での蔵書数では、まず、松田小学校が1万4,563冊、寄小学校が5,676冊、松田中学校が8,546冊、寄中学校が6,493冊であります。これらの蔵書は、国が定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき標準図書数に対して、小学校2校については基準を満たしておりますが、中学校2校については整備すべき蔵書数には達していません。図書の新規購入と古く利用価値のなくなった図書の廃棄とを繰り返しながら現状の蔵書数を維持している状況にあります。毎年、予算の中で各学校の図書購入費を計上し、学校の先生方や図書委員会、ボランティアの方々に図書選定を行っております。

このような中で各学校では、児童・生徒の読書活動を推進し、人間形成や情操を培うために朝読書や読書タイムの時間を設けて、子供たちに活字を読む習慣を身につけさせ、創造力豊かな考え方が培われるよう取り組んできているところでございます。

また、図書館司書の御質問ですが、国が定める図書館司書の配置については、

学級数が12を超える学校には、司書教諭を置くことが法律上義務づけられています。そのため、本町においては、松田小学校に司書資格を持った教諭が配置されています。その他の学校についてもですね、司書の資格を持った教諭がおりますが、どの学校も現状は学級担任をあわせて持ったりしているため、十分な対応ができていない現状です。その中で、地域のボランティアの方々が積極的に協力していただいております、図書の整理から推奨図書の選定、図書館のレイアウトなど子供たちが見やすい、探しやすい蔵書の整理をしていただくなどの活動をしていただいております、大変ありがたく思っているところでございます。

今後は、子供たちが落ちついて過ごせ、親しみやすい読書環境となるよう学校図書館の整備に努めてまいります。また、読書指導においても、教え込む読書指導ではなく、子供たちが本来持っている読書への興味関心を引き出す指導を工夫して展開することにより、読書の喜びを味わえるよう継続して活動を推進します。

次に、3点目の御質問にお答えします。平成18年に子ども読書推進計画を策定し、子ども読書活動の推進に向けたさまざまな取り組みを行ってきました。しかし、10年余りが経過し、読書に関する考え方も変化してきたことや今日的な課題を踏まえて、計画を改定する方向で進めております。計画改定に当たっては、児童・生徒に対する読書アンケートの実施や、小中学校の図書担当教諭等、関係者による検討会を組織して検討を行い、少しでも子供たちが読書に親しめる読書活動の一層の推進が図れるよう計画の策定に向けて取り組んでまいります。

なお、この計画は、現在、町社会教育委員で調査・研究している「子どもの居場所づくり」とも調整を図りながら、社会教育の総合的な観点に配慮した計画となるよう進めてまいります。また、本に親しむことや、あるいは学校が読書に力を入れていることなど、子供と読書をつなぐ活動や取り組みについても今後とも適宜、情報の発信にも努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

1 番 平 野 どうもありがとうございます。1番の項目に対する、コピー機及びWi-Fi環境の設置という部分に関しましては非常に驚くような前向きな回答で、ここの

ところ何回か、文化センターの事務所の方なんかにも愚痴をこぼしたりしていたんですけども、こういうふうにすっきりとした答えが出てくるとちょっと思っていなかったの、びっくりしたぐらいです。本当にありがとうございます。コピー機、社会教育委員の方が「はじめの一步」コーナーをあそこにつくるっていうときに、やっぱり図書室は人の出入りがあることと、それとやっぱりコピー機があそこにあるのであそこがいいねというような経過を聞いていたので、コピー機がなくなっちゃったことに関しては、ああというような残念な気持ちを社会教育委員の方たちもお持ちだったので、これは大変前向きな答えでうれしいと思います。

それから、2番のことなんですけれども、学校の図書の基準を小学校のほうは100%クリアしていると。中学校のほうはまだちょっと充足はしていない。けれど、冊数が8,500と6,500なので、基準からいうと75%くらいは達しているのかなというふうに考えられるので引き続き、ぜひ蔵書の充実などをよろしくお願ひしたいなと思います。

そしてもう一つ、ちょっと気になったのが新聞配備のことなんです、学校図書館へも新聞配備がやはり必要だという認識で、国のほうもそうだったと思うんですが、国は24年から28年度まで交付税措置の中で学校図書の充実というのをうたっていて、ただ、それはちゃんとした色がついてないものだったので、ほかの交付税と一緒に混じってしまって、各自治体で使い道は気をつけないと紛れてしまうというような性質だったそうなんです、そのときに新聞1紙分は交付税措置としているんだということを情報としてちょっと読んだことがあったんですが、その部分、新聞のことは学校図書館はどうなってますでしょうか。

教 育 課 長 各学校の新聞の配置ですけども、各小中学校ともですね、神奈川新聞と、あと朝日新聞、毎日新聞のこの2紙の組み合わせで置かさせていただいております。以上です。

1 番 平 野 ありがとうございます。ということは、松田・寄小中4校とも2紙は配付されているということで、その分はとてもいいことだと思います。やはり特に中学校に関しましては新聞にね、少しずつなれていってもらいたいという年代で

もあります。18歳選挙権も実現しましたので、高校生になってからというよりは中学生のうちからそういう社会的な部分の関心をぜひ広げていってほしいと。やはり同じ事件であっても新聞によるアプローチが随分違うということがありますので、やはり複数見比べてもらいたい、あるいは社会関係の教科の教育の中でもそういうことを使っていただきたいという、そういうのがありますので、ぜひこの新聞の複数配備に関しては続けていただければと思います。

図書館というのは、設備や蔵書などのハード面と人的なソフト面というのがかみ合っただけの施設だと思ってしまうんですが、やはり学校の司書に関してなんですけれども、今のところは司書教諭は置いているけれども、学校司書というそういう専門職ではないというようなことだというお答えだったんですが、前もちょっと視察というか、議員になりたてのときに学校に案内していただいたときに、やはりその辺を聞いたらボランティアが頑張ってくださっているんですという話を、お答えをいただいたんですが、私も、そのボランティアさんがすごく頑張っているというのにはすごく理解をしていて、素晴らしいなと思うんですけれども、やはり司書ってというのはすごい専門的なスキルを持っているというような方たちなんですね。なので、ぜひ本当は置いてほしいなという気持ちがあります。これも国のほうが平成24年から28年の、先ほどの新聞1紙というそれと同時に学校図書館の中に司書を配備するという交付税措置を行ってきたと思うんですけれども、それはやはり使えなかったということなんでしょうか。

教 育 課 長     お答えいたします。先ほど教育長からお答えさせていただいたとおり、法律上ですね、12学級以上ある学校については司書教諭を配置するというのが法律上義務づけられています。それ以外の学校については、これ努力義務ということなんですね。先ほど言われました交付税措置の部分については、そういった意味でそこを推進していかなきゃいけないというところでの交付税措置があったということが今回の5年間の部分だと思います。ただ、そこについてはですね、やはり人的配置の部分もありますし、神奈川県教職員の配置については、なかなか町のほうからですね、なかなか意見が申せないと申しますか、やはり配属については県のほうの人事権があるというところの中で司書教諭としては配属がなかったとい

うこととございます。ただ、通常の教諭であってもですね、司書資格を持っている先生はいらっしゃいますので、各学校ですね、松田小学校には2名おりますし、寄小学校にも1名、松田中学校にも2名、寄中学校は1名というような形で司書資格を持ってられる先生方はいらっしゃいますが、直接的に図書館の運営にかかわっているわけではなくて、学級担任などを持っている一般的な教諭としての配属しかないというところとございます。

1 番 平 野 その辺の事情も本当、私もちょっとそれは承知していて、あえて今回質問したかったのは、やっぱり司書という専門職が置かれることでいろいろなことが広がると。図書館を活用することが広がるというのがあります。例えば、授業の中での活用などが、専門職の司書がいることで非常に可能性が広がってくるというのがあります。その辺を考慮すると、やはり本当は専門的な司書という人をぜひ置いてほしいという気持ちがありました。ちなみに調べたところ、神奈川県下公立小学校で学校司書の配置の割合というのは小学校94.2%、中学校88%ということなんですね。なので、本当にこういう小規模校を抱える松田町のようなところには専門的な司書が置かれていないというのが、現状としてはほかでもあるんだろうなということは想像はつきますけれども、これは恐らく、この28年度で国の措置が終わるといって、全部終わってしまうということはないと思うんですね。というのは、けさの新聞に出ていたとおり、OECDの学力テストで日本が、読解力が、ランキングが下がってしまったというような結果が出てしまったので、恐らく国のほうも何かしら手は打ってくると思うんです。なので、またきっとそういった交付税措置など打ち出してくるのではないかとと思うので、ぜひその辺のところはちょっと気をつけていただいて何か使えるようなものがあるのなら、ぜひ使って学校の司書ということを充実させていただきたいなというふうに思っています。

実は、私もこんなにちょっとしつこく言うのは、自分の友達である、お母さん友達、ママさん仲間であった人、もうとっくにね、子育て終わってますけれども、そういう人がちょっと言っていた言葉がすごい引っかかっている、その方は自分が育つ過程では、私と同じような世代ですが、その方の育つときには自分の育った町では学校にちゃんと司書がいたと言うんですね。それで非常に

楽しい読書環境の中で育ってきたと言って。それで松田に来て、気がついたら、入れるときにあんまりそういうこと思わなかったらしいんですね。司書がいるのが当然と思ってたらしく。子供が学校に入ってみたら松田には司書っていう専門職がいなかったというのに気がついて、ああこんなところで子供を育てることになっちゃったんだってというふうに思ったというふうに言われて、すごく、ああと。私自身は逆の立場でね、自分が育つときにはここだったから、なんか、ああそうか、外から来た方っていうのはそんなふうに思うんだなというので非常に印象が残ったことがあったんですね。幸いその方は、気がついたときには幸か不幸か、もう持ち家を松田に買ってしまっていたので、だからといって孟母三遷で出てしまうみたいなことはなかったんですが、現代はもう逆に言うと、引っ越す前にネットなり何なりでみんなその辺調べてしまいますので、やはり教育に熱心な御家庭は教育環境の充実というのは、非常に住む場所の選択の要因に大きくかかわってくるということなんですね。なので、その辺のところは、せっかく少子化担当の方が頑張っていると、これから子育て住宅も充実させようとしているというそういうところで、やはりハード面だけではないそういう部分、文化環境、教育環境に関しては非常に力を入れていかなければ、せっかくつくった住宅も空き家・空き室になってしまったら元も子もないので、その辺のところはぜひ意識をしていただきたいというふうに思います。これは要望としてよろしく願いいたします。

あと、今のお答えの中で小中学校の司書のことと言われたんですが、文化センターにある松田町図書館のほうの司書の状況をもう一度お願いいたします。

教 育 課 長 町の町立の図書館ですけれども、正規職員、町の職員の1人が専任で司書の資格を持っておりまして、その者が図書館の全般的な運営にかかわっております。そのほかは、あとはアルバイト、臨時雇用職員で対応しておりますので、その中には司書を持っている方がいらっしゃいますけれども、基本的には正規職員で対応している状況でございます。

1 番 平 野 ありがとうございます。正規の職員の司書資格を持っている方は、これは図書館の専属というか図書館に、ほとんど図書館の仕事をしているという状態なんでしょうか。それとも、ほかの業務も持っている方なんでしょうか。

教 育 課 長      基本的には、図書館のほう全般的に運営・管理を任せている職員でございます。ただ、生涯学習係として配属されておりますので、それ以外にかかわる、生涯学習係で持っている事務分掌的なものも一部っておりますが、図書館については全般的に管理・運営を行っているということでございます。

1 番 平 野      そうですね、私もちょっとどなたかは何となくわかっているんですが、生涯学習の課のほうの業務もやっていることは、やっぱりわかっているんですね。やはり、ここも司書っていう専門職の重要性というのが少し意識をされていないのかなというのが、とても残念なんです。パートのね、パート職員の中にも司書資格を持つ方が2名ほどいらっしゃるというようなことなので、そのところは本当すばらしいことだなと思っているんですが、やっぱりその方たちにとっても普通のパートと恐らく同じ扱いをされているのかなというところがあります。司書っていうのがやっぱりすごく重要だなというふうに思うのは、司書の専門的な技術のせいなんです。彼らが持っている専門技術は、レファレンスという技術を持っています。これは文献などの調査のノウハウなんです。司書の方がありとあらゆる、例えば自分の担当する図書館の本を全部読んでるっていう意味ではなくて、彼らは、何かこちらが課題を持って相談したときに、こういう本が、こういうふうになれば探せるよっていうその道案内ができる、それが彼らの持つレファレンスという専門能力なんです。このレファレンスというのは何も、例えば大学の研究者が使うものというそういうものではなくて、私たち一般の者が十分使えるそういうものなんです。例えば、私も今回この図書館に関してちょっと本がないかなというのを言ったら、あ、この辺にあるよっていうのを教えてくれるし、ここで足りなければこういうふうに取り寄せることができるよっていうことを言ってくれるし、何かそういう気軽なレベルであっても、彼らのレファレンスという能力というのは非常に大事なものなんです。例えば、今はネットがあって、何でも検索すれば出てくるというふうに考える方が多くて、だから司書なんて要らないっていうような風潮が全国的にもあるんですけれども、これは本当に大きな間違いなんです。皆さんもインターネットで検索をしている人は多いと思うんですが、グーグルとかね、ヤフーとか、キーワードを入れてヒットする記事が、なかなか自分が思ってい

るようなレベルじゃないとか、こんなこと探してるんじゃないのになとか、なかなかヒットしないということがよくあると思うんです。そういう場合にも、司書の方の探し方というのはまた違って、同じようにインターネットを使うにしても、私たち一般の人が使っているのは、実は表層ウェブといって上澄みみたいところをグーグルが言葉だけで探している状態なんですけど、彼らレファレンス能力のある方が探すインターネットのウェブ世界は、実は深層ウェブといって一段深いところを探すことができるんですね。それはいろいろな大学であるとか、研究所であるとか、あるいは他館、ほかの図書館の非常に充実したデータベースであるとか、そういうものをレファレンス能力がしっかり備わっている司書はちゃんと承知していて、表層のウェブで出てこないものを深層ウェブで引っかけてくれる。で、彼らがそれを読んでいるわけではない、その本が出てきたからといってそれをその人たちが全部読んだって意味ではなくて、要するにその探し方、ここにこういうふうになれば出てくるよっていうことを道案内してくれる、それが司書のレファレンスの能力なんですね。私たちはそういう部分を本当に使ってない、司書が本当に、司書教諭もいる、こちらの図書館にも職員の司書がいてパートの司書もいてって、その能力を私たちは使ってないというふうな非常に宝の持ち腐れというところがあるんですね。

あともう一つは、グーグルなどでキーワード検索で表層で出てきたものっていうのは実をいうと、だれかが書きかえるとか、あるいはその書き手の人がすぐ更新しちゃうとか、実は意外とはかない状況だっということが問題なんです。深層ウェブで探してくるような、学術論文などが上がってくるようなそういうデータベースで探したものは、ちゃんとその文献引用の元とか、いわゆるエビデンス、証拠っていうんですが、ちゃんとエビデンスがたどれるものっていうのを引っかけることができるんですね。それは、何かそんじょそこらのだれかが変えちゃったとかそういうことではない、ちゃんとこの本のこのページに載ってるよっていう、ちゃんと根拠がくっついてる情報が、拾うことができるわけです。なので、インターネットが幾ら発達して一般人が検索ができる世の中になっても、この専門的な司書という存在というのは非常に必要なんですね。なので、ぜひこのせっかくいる司書を何とか生かす方策を実はしてほしいとい

う気持ちが非常にあります。その辺のところは何か、ちょっとお考えというか、意識というか、お聞かせ願えれば、お願いします。

教 育 長 大変難しい御質問ですけれども、司書のいわゆるそうした専門的なものをこれからいい意味でね、やっぱり広く活用していくということは今、議員のおっしゃったお話を聞きながらつくづく感じたところですので。ただ、学校なんかの場合には、やはり司書教諭は特化して配置をされたわけじゃないので、定員の中に司書の資格を持った教諭がいるという形での配置ですので、実際には担任やその他を持っていて、学校の図書室のそういった対応については今のところ大変厳しい状況にあります。ただ、そういったところと、これからやっぱり私たちが考えていかなきゃいけないのは、やっぱり町のそういった読書に対する推進計画を今後考えていく中で、やっぱり町の図書館と学校の図書室とのやはり交流といいますか、担当者の交流だけじゃなくて、子供たちがこういう本が欲しいと言ったときに、町の図書館を通してそういうことをすぐに手配をして学校に配置してあげるとか、そういうことを考えると、町のそうした図書館にもきちんとした、専属で図書の司書資格を持った人が専属であるということについては、これからも非常に大事になってくるんじゃないかというふうに考えておまして、貴重な御意見をまた今後検討させて、生かしていけたらというふうに考えております。

1 番 平 野 ありがとうございます。ぜひ司書ということについて、いろいろな面からちょっと調べていただいて、ぜひ、これはこの小さな町であっても、本当にその専門的な能力を発揮していただきたいなというふうに考えております。

3番に関して、子ども読書活動推進基本計画なんですけど、やはり町もこの、こういったね、アクションプログラムの中でも、だれでも、いつでも学べるというその中に、やはり子供に対する読書教育の推進というのは大事なことと認識されているというのがよくわかりました。ただやはり、前回の恐らく県に提出している何かそういうアンケート調査があったようで、それが実は県の教育委員会のホームページにダーッと出てしまっているんですけど、残念ながら松田の回答に関しては非常に貧相なんです。例えば、この子ども読書活動推進計画の中に「数値目標がありますか」という問いに対して松田は「ない」、それ

から、「何か独特に進めている取り組みはありますか」と「ない」と。「学校との連携は難しい」。「障害のある子供の読書活動については何かしていますか」「なし」。「図書館に登録しているボランティア団体は1つ」というような、県下の市町村が全部一覧表になっているところに出してしまっているのも、非常にね、悪目立ちしてしまうぐらいなんです。この基本計画は、松田は持っている、けれども、それをちゃんとアピールできていない、そこがすごくもったいないなと思うんです。ほかの他町などでは、持っている町なんかでは、図書館がね、ホームページを持っている場合はそこにアップしていたり、こういう計画に基づいて今回はこんなイベントしますよとか、こういう取り組みしてますよとか、すごくアピールが上手なんです。そういうところは本当にもったいない、せっかく計画持っているのももったいないというのが非常に感じました。しかも、県下で総覧できるものの中に入っちゃってるというのは、先ほど言った孟母三遷の親たちが見てしまうわけで、そうすると、松田で子育てしたいっていうのがまた遠のいてしまうんです。なので、ぜひここはしっかりと改定をしていったら、改定は改定でね、先ほど関係者と相談するっておっしゃってましたが、そこをもっと広げていただいて、ぜひ前向きに改定していただいて、ちゃんと今度できたらそれをアピールして図書館のホームページなどで、ぜひ高らかに宣言してほしいなというふうに思います。

これに関してですけれども、不読率という数字がちょっと気になっているんですが、不読率というのは1カ月に読む本の数が0冊というその割合、人口の割合とかね、生徒数の割合とか、そういうのを不読率っていうんですが、これは松田では調べたことがありますでしょうか。

教 育 課 長 不読率そのものは、調査したことはございませんが、県のほうからも不読率、1カ月に1冊も本を読まない子供の割合ということで出ておりますけれども、松田町の場合は小学校・中学校、松田小学校については月曜日の朝読書、寄小学校については月・水で同じく朝読書をしています。松田中学校、寄中学校は毎日、これ読書タイムということで設けております。これは、時間は各それぞれ10分なんです。そういうことを考えますと1カ月に1冊も本を読まない子供の割合は、松田町の場合はゼロというような認識でおります。以上です。

1 番 平 野 すごく安心しました。これは、やはり不読率っていう数字はね、結局、読んでいる子っていうのは、どんな読書環境が悪くてもそんなに影響なくいつでも読むんですが、やっぱり余り好きじゃない子に関しては読書環境にすごい左右されやすいということがあるので、やはり不読率というのは常に気にしていく必要があるなと思います。

そして、もう一つ気になるのが、小・中はね、すごく松田は教育委員会のもと、学校のもと、そういう読書活動をやっているんですが、高校生のほうがちょっと心配で、というのは小・中・高と上がるにつれて読書の割合が減るといのが、これ全国的な傾向なんですけれども、あるので、高校生に関しては何か手を打つというか、そういう意識をされていますでしょうか。

教 育 課 長 県立高校につきましては、これは管轄が神奈川県教育委員会になりますので、町の場合には町立の小中学校が対応になります。その部分についての把握はしておりますけれども、県立高校についてはちょっとその辺のこういった取り組みをしているかというところは、調べた中ではですね、学習指導要領の中にですね、小・中・高ともに、要は読書の、一斉に読書週間を持ちましょうというような内容がうたわれておりますので、県立高校においても一斉読書というところは取り組みをされているようです。神奈川県の場合には、特徴といいますか、各県立高校がですね、本を選定しているんですね。それを県のホームページ上に周知して、その本を知るきっかけづくりを行うというようなところを県立高校では行っているようでございます。小中学校と同じように県立高校でも一斉読書というところの時間を設けているというところは確認してございます。

1 番 平 野 ありがとうございます。県の教育委員会に一任、全部丸投げすることなく、やはり高校生は、松田の場合は小中学校より上ということで一般という部類になって、恐らくは普通の図書館のところで登録したりしている人もいると思うので、その辺のところ、高校生も関心を持つような読書イベントあるいは選奨を行っていただければと思っています。そして、国は普及啓発のために4月23日を子ども読書の日、また、10月27日を文字・活字文化の日というふうにしています。県は毎月第1日曜日をファミリー読書の日と定めているそうです。松田町は、スポーツに関してはチャレンジデーというね、一斉にやる取り組みを

して素晴らしい成果を上げていますので、この読書面・文化面に対しても、ちょっとね、読書に関してはみんなでやるっていうのは変だよという意見もあるかもしれませんが、何かのきっかけになるかもしれませんので、ぜひその辺のところをうまく使っていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

教 育 長 大変前向きな御意見をいただきましてありがとうございます。新しい読書、今度改定の推進計画の中でもですね、今、読書に関しては、やっぱり学校で読書も必要ですし、また、子供たちが小さいときからですね、読書に親しむ習慣をつけるという意味では、やっぱり家庭でのそうした読書活動も大変大事だというふうに思っております、そうした意味では、一斉のそうした皆さんに呼びかけするような形での、今後検討はしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

1 番 平 野 ありがとうございます。それでは、最後にそういう全般的な前向きなお答えをいただいてありがとうございます。本当はちょっと町長にもそういったお答えを聞いたかったところですが、きょうはここで終わります。どうもありがとうございます。

議 長 以上で、受付番号第8号 平野由里子君の一般質問を終わります。